以上を踏まえ、本基本方針及び東京都が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

⑴　小笠原諸島における生活の利便性の向上

小笠原諸島では復帰後45年を迎え、本土との間の交通アクセスの改善を図る必要があるほか、住民の今後の高齢化の進展等を踏まえた保健・医療・福祉の充実、公共施設の老朽化、南海トラフ地震の発生時に想定される大規模津波等の災害への対策等が課題となっている。

そのため、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行うとともに、小笠原諸島における住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育等の定住環境の改善を図り、住民の生活の利便性向上を目指す。この際、同諸島の豊かな自然と共生することに配慮する。

⑵　小笠原諸島の特性を生かした産業の振興及び雇用の拡大

小笠原諸島においては、同諸島の地理的、自然的特性を生かして産業の育成及び活性化を行い、雇用の拡大を図る必要がある。

具体的には、観光については、世界自然遺産登録以降観光客が増加していることも踏まえ、観光ニーズの更なる掘り起こしや受け入れ環境の整備（定期船やクルーズ船により来島する高齢者や外国人旅行者等への受け入れ環境の整備）等新たな観光振興策により積極的に取り組む。また、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズム等小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。

農業、漁業については、生産基盤の整備や新規就業者確保等のための環境整備に引き続き取り組むとともに、小笠原諸島特有の農水産資源を観光産業等に活用することにより６次産業化を図り、農作物及び水産物の資源賦存状況を把握しつつブランド化を目指す。

この際、地域の自立的発展を実現するためには、小笠原諸島の事情に通じ、島の活性化に対する意欲あふれる関係者の積極的な参加により、地元が主体となった地域づくりを行うことが重要である。このため、行政機関だけでなく、地元の住民、観光協会や商工会等の産業・商業団体、自然保護等を目的に活動しているＮＰＯ等が互いに連携・協力し合うとともに、創意工夫をしながら振興開発施策を行う。また、持続的な地域づくりのため、これらの取組を行う人材の確保及び育成にも力を入れる。

⑶　世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

小笠原諸島は亜熱帯地域に属し、気候は海洋性気候であり、固有の野生動植物を始め、絶滅危惧種が数多く生息・生育する等豊かな自然環境を有する極めて貴重な地域であり、世界自然遺産にも登録されている。このような世界的価値を有する自然環境を保全し、再生し、継承していくためには、世界遺産委員会の決議を踏まえた外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を継続して進めていく必要がある。また、こうした自然環境の価値や保全等の取組を世界に発信し、広く普及させることが必要である。

Ⅲ　小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

小笠原諸島の振興開発を図るための各分野における基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施に当たっては、国の支援措置等を有効活用しつつ、東京都、小笠原村、民間からなる各事業主体間及び事業間の連携を強化し、ソフト・ハードの両面から、効率的・効果的な施策展開に努める。その際、小笠原村は、産業振興促進計画認定制度を効果的に活用することが期待される。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるので、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

1　土地の利用に関する基本的な事項

振興開発施策の実施に当たっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて定住環境の整備、農業経営等に必要な土地（公有水面を含む。以下同じ。）を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させる等、土地資源の有効活用を図る。

2　道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

⑴　交通の確保

小笠原諸島における住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るためには、交通利便性の確保が重要である。

道路及び港湾施設については、小笠原諸島の自然環境や景観に配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために必要な施設の整備を図る。

東京から南に約1,000㎞離れた遠隔外海離島である小笠原諸島にとって、高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題である。

現在唯一の定期交通手段である航路については、船舶の経年劣化を踏まえた代替船の整備に当たり、世界自然遺産登録以降の島を取り巻く環境の変化、住民・来島者のニーズの変化等を考慮しつつ検討を行い、それに基づき更新を図る。

航空路の開設に関し、地元の意見と自然保護に十分配慮しつつ、本土の医療を受ける機会の提供など安心して暮らせる生活環境の確保と産業振興を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等の課題について調査・検討していく。その際、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。

⑵　情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、医療や教育への活用のほか、観光情報のＰＲや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を広く知らしめることを可能とするものである。そのため、平成23年に高速大容量化された情報通信基盤を活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。

⑶　人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。

3　地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

産業振興については、小笠原諸島の地域資源と創意工夫を生かし、観光業等と連携しつつ、農林水産業、商工業等産業全体の活性化を図る。

特に、農業及び水産業については、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行うとともに、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚類一本釣り漁業などを行っている。今後も産業基盤の整備や新規就業者確保等のための環境整備に取り組むとともに、産業間の連携を推進し、６次産業化や更なる地域特産品の開発及び流通の促進を図り、小笠原ブランドとしての定着、普及を図るとともに、地産・地消体制を強化する。

4　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島への定住促進を図る点からも同諸島へのＵターン・Ｉターンの受入れ環境の整備が重要であり、その中でも地域における雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題の一つである。このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により、新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用して新規漁業就労者の確保・育成に取り組む等の施策を進める。